

「思いやり予算」の推移

「日米地位協定」(第9章5)の第24条は、在日米軍の駐留経費は基本的に米国が負担するものとしている。ただし、「施設及び区域」については、それが国有財産であれば無償で、私有財産の場合には日本政府が所有者に補償費を支払って、米国に提供する。

この原則にもかかわらず、1978年から日本政府は第24条で規定されていない経費負担を始めた。これが、いわゆる「思いやり予算」である。78年には、日本人基地従業員の福利費等62億円が計上された。79年には、米軍隊舎、家族住宅、環境関連施設などの「提供施設整備」が加えられた。さらに、1987年からは日米間で地位協定24条に関する特別協定を締結する方式に転換した。特別協定によって経費負担はさらに増大したが、その推移は以下の表に示した。

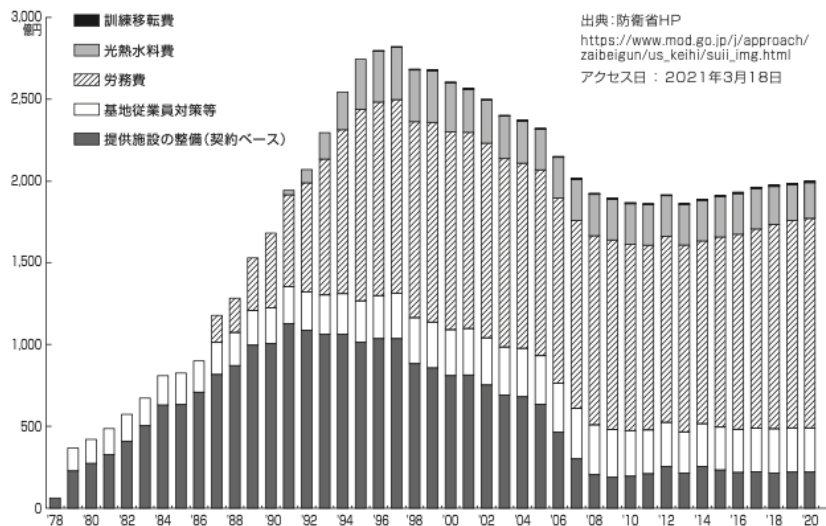
在日米軍の駐留のために日本政府が負担している経費は、1 思いやり予算と「施設の借料」などを加えた「在日米軍の駐留に関連する経費」、2SACO 関係経費、及び3 米軍再編関係経費で構成される。このような「手厚い」駐留経費負担は、他の米同盟国・友好国には例をみないものである。

特別協定の変遷

第1回(1987年)	従業員の退職手当など8手当を負担。
第2回(1991年)	従業員の基本給など44種類を負担。電気・ガス・水道など光熱水料の一部負担も始まる。
第3回(1996年)	米軍の訓練移転経費が加わる。
第4回(2001年)	施設・区域外の米軍住宅の光熱水料を対象から除外。
第5回(2006年)	従来の協定をほぼ踏襲。5年ごとの改定を2年に短縮。
第6回(2008年)	参議院で過半数を占めた野党(民主党、社民党、日本共産党など)の反対で、3月末に旧協定が失効して1か月間の法的空白。
第7回(2011年)	日本の負担額を2010年度の水準(1881億円)で5年間維持と合意。
第8回(2016年)	日本が経費負担する労働者数の上限を過去最高の23,178人とする。

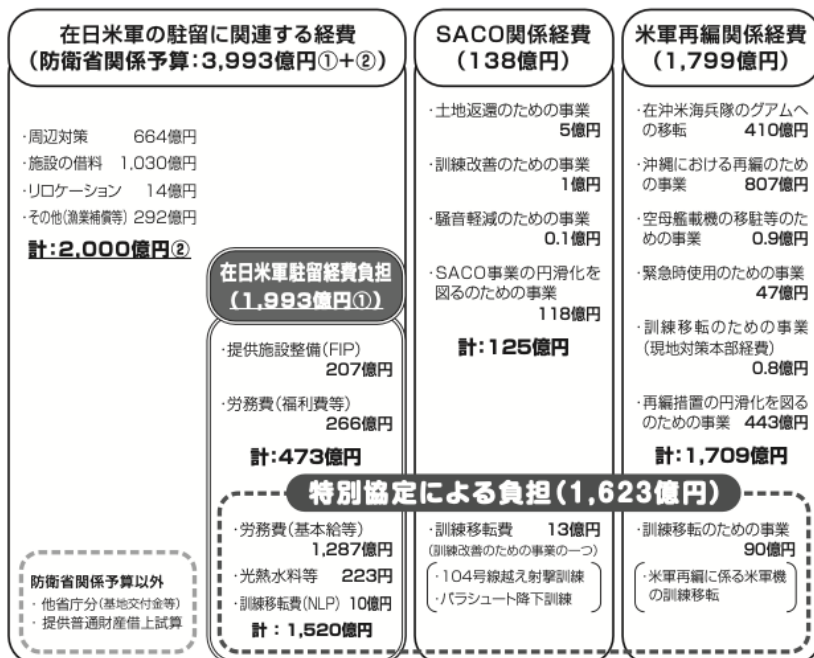
出典：防衛省HP
https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/us_keihi/index.html
アクセス日：2021年4月23日

思いやり予算の推移(契約ベース)



在日米軍支援経費の全貌

●在日米軍関係経費(2020年度予算)



※四捨五入のため、合計値があわないことがある

出典：防衛省HP

<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2020/pdf/R02030204.pdf>

アクセス日：2021年4月11日